

伊豆にらやまカントリークラブ 事業継続計画(BCP)

2024年(令和6)1月1日

伊豆にらやまカントリークラブ

株式会社 伊豆にらやまカントリークラブ

◆目次

第1部 総則	4
第1章 総則	
第1節 目的	
第2節 災害発生時の体制	
第3節 営業の継続/休止の判断	
第2部 災害発生時の対応	14
第1章 地震災害対策編	
第1節 発生直後の行動	
1.発生直後の行動(職員、従業員の全体共通事項)	
第2節 各施設・エリアの初動対応	19
1. 災害時に中心となる施設と役割	
2. 各エリアの初動対応	
第3節 一次集合場所への避難後の対応	31
1. 災害対策本部への報告	
2. お客様への対応	
3. 設 備	
第2章火災対策編	35
第3部 新興感染症への対応方針	38
第1章 総 則	
第1節 目 的	
第2節 災害の前提	
第3節 組織の行動指針	
第4部 災害に備える	46
第1章 災害に備える	
第1節 伊豆の国市の避難場所等	
第2節 その他情報	

◆はじめに

平成 23 年 3 月 11 日、マグニチュード 9.0 の巨大な地震による東日本大震災が発生しました。この震災は、大規模な地震と津波に加え、原子力発電所の事故が重なるという未曾有の大災害となり、地震の恐ろしさを改めて思い知らされました。

また、地震だけではなく、毎年のように台風・豪雨など、さまざまな自然災害が発生し、尊い人命や財産が失われています。

伊豆の国市を始め各自治体では、これらの経験をもとに、地域防災計画を作成し、市民が安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりに向けて備蓄食料や飲料水の確保、避難所の整備、確実な情報伝達体制の確立など、防災対策に取り組んでいます。

しかしながら、大規模災害の初期においては、公共施設や行政にも被が及ぶことになり、行政の手が十分に行き届かないことも考えられます。

そこで、伊豆韮山カントリークラブで働いている職員・従業員、一人ひとりが防災への関心を高め、日頃からの備えをすることが、クラブ全体の防災力を向上させることために大切です。

このマニュアルは、災害が起きたときの初期の対応方法をまとめたものです。

普段から読んでいただき内容を理解することで、いざというときに全員が的確に行動できるような準備をすすめてください。

第1部 総則

第1章 総則

第1節 目的

第2節 災害対策本部

第3節 営業の継続/休止判断

◆第1部 総則

第1章 総則

第1節 目的

本マニュアルは、大地震その他伊豆韮山カントリークラブ(以下当クラブ)に大きな被害を及ぼすことが予測される災害に備えるものである。

1. 目的

- ◆当クラブに被害を及ぼすことが予測される災害から、お客様、職員・従業員の命を守る。
- ◆災害の発生が予測されたとき、または発生時に、適切な対応を実施し、被害を最小限に抑える。
- ◆災害の発生に備えて、日常から準備しておく。
- ◆災害発生時に、お客様の安全を確保する。
- ◆お客様に安心して当クラブを利用していただく。

2. 適用範囲

本マニュアルは、当クラブに勤務する職員・従業員、来場するお客様、業者など出入りするすべての人に適用するものとする。

3. 対象となる事象

本マニュアルの対象となる事象は、「地震」、「火災」、「新興感染症」とする。

4. 用語の定義

- ◆当クラブ…伊豆韮山カントリークラブを指す。
- ◆場内…クラブハウス内、コース内、駐車場など当クラブの敷地内すべてを指す。
- ◆職員…伊豆韮山カントリークラブに勤務する社員を指す。
- ◆従業員…伊豆韮山カントリークラブに勤務する嘱託員、パート、委託業者を指す。
- ◆お客様…伊豆韮山カントリークラブに来場しているお客様を指す。

5. 災害発生時の基本方針

自身の安全を確保したうえで、お客様および職員・従業員の生命の安全を最優先に行動する。

第2節 災害発生時の体制

大きな災害が発生し、または災害により被害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置し、クラブ運営に関して判断が求められる事項に対して、意思決定を行う。

1. 災害対策本部の設置

災害対策本部は、当クラブに影響を及ぼす災害が観測された場合に設置する。(設置された日時は必ず記録する)

また、場内で被害が予想される場合にも災害対策本部長が、必要と判断した場合には、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、クラブハウス内の事務所に設置する。

クラブハウスが使用できない場合は、災害対策本部長が判断して設置場所を決定する。

2. 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、以下に例を挙げるものと同等かそれ以上の災害が発生して、災害対策本部長が指示した場合に設置する。

	対象となる場所	設置する災害の程度	本マニュアルの対象となる事象	掲載頁
1	地震	①伊豆の国市内で震度5強以上の揺れを観測 ②場内で地震による被害が発生 ③南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき (地震発生の恐れが多い場合)	同左	P.14
2	火災	①場内で初期消火が出来ない火災が発生	同左	P.35
3	感染症 (新興感染症)	①ウィルス性感染症が流行し、当クラブの営業を含む社会的経済活動に影響が発生した場合	同左	P.38
4	その他	①災害対策本部長または権限委譲者が必要と判断した場合 ②場内で大きな被害が発生または、被害発生の恐れがあると判断された場合 ③当クラブ周辺で大きな被害が発生した場合	-	

3. 災害対策本部の役割と構成

消防計画に記載してある役割を基本とするが、職員同士が協力し合い、対応を行うものとする。

(1) 災害対策本部の役割

災害対策本部の主な役割は以下の通り。
各種情報を収集し、当クラブとしての対応を決定する。

(ア)情報収集

- ① 来場中のお客様の安否
- ② 職員及び従業員の安否・被災状況(場内外)
- ③ 場内の被災状況(建物、コース、ライフライン)
- ④ 近隣地域の被災状況
- ⑤ 社会インフラの被災状況
- ⑥ 行政機関からの発令・指示

(イ)各種判断、指示

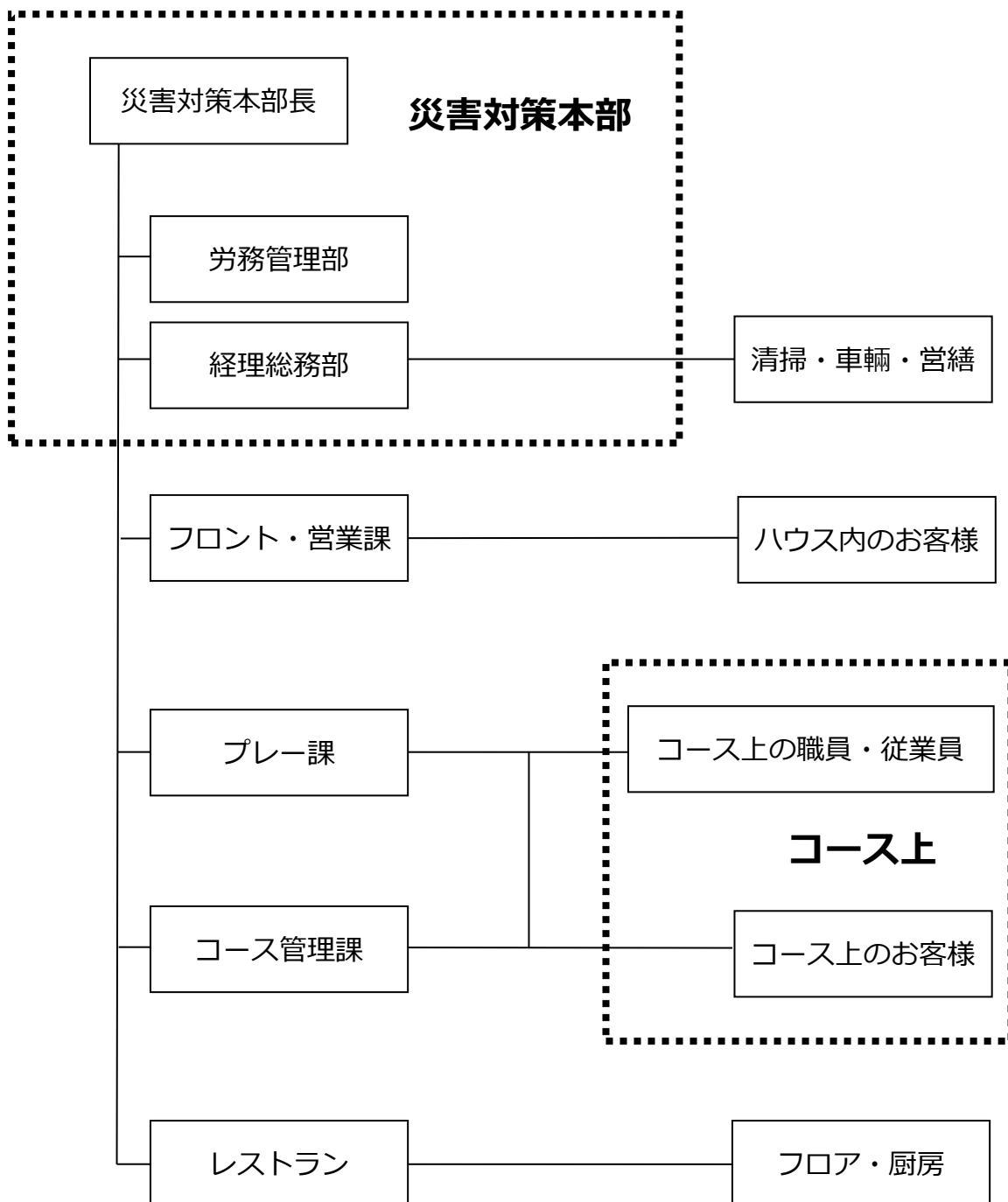
- ① 場内各所への支援
- ② 119 番通報

(ウ)情報発信

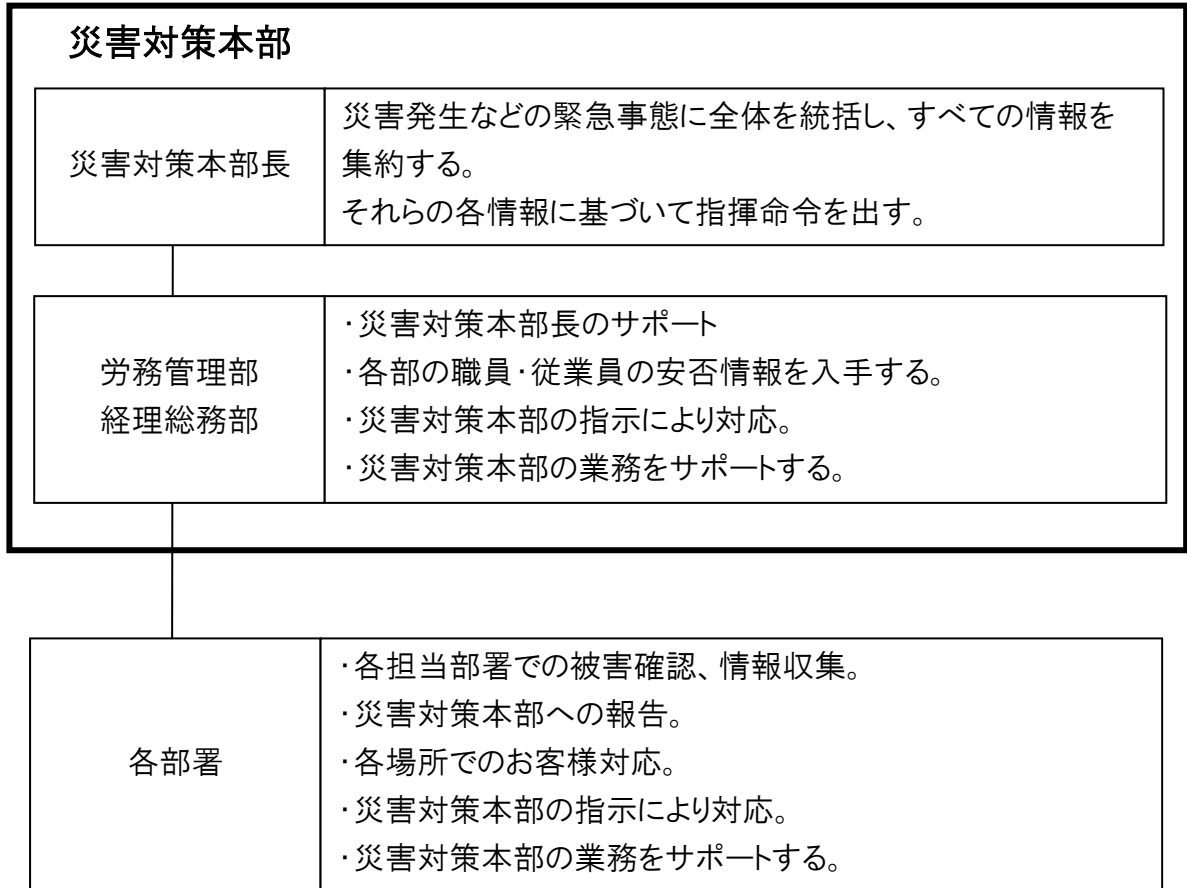
- ① 来場者への情報発信
- ② 外部への情報発信(ホームページ、問い合わせ対応)
- ③ 場外の職員・従業員への情報発信

(2) 災害対策本部の構成

災害発生時の災害対策本部の構成及び、当クラブ内の体制は以下の通り。



(3) 災害対策本部の主な役割



(4) 権限の委譲順位

災害対策本部における各種判断は、災害対策本部長が行う。
災害対策本部長が不在の場合は、下記代行者に権限の委譲を行う。

代行順位	平常時の役割	
-	支配人	災害対策本部長
1	執行役員	代行者1
2	各所属長	代行者2
3		代行者3

(5) 活動の記録

災害対策本部の設置/廃止、対策本部からの指示、職員および外部から入手した情報内容は、発生時刻を明記して記録しておく。

(6) 災害対策本部の解散

災害対策本部長(または権限移譲者)は、場内で災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。(解散した日時、判断者は必ず記録しておく。)

第 2 節 災害発生時の体制

1. 営業の継続/休止の判断

以下の基準を参考に営業の中止を判断する。

休止または継続の最終判断は、次項の判断権限者が行う。

◆参考基準

- ①伊豆の国市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合。
- ②クラブハウス内で停電、断水が発生した場合。
- ③場内で火災が発生した場合。
- ④クラブハウスが損傷または、場内で被害が発生し、営業が危険と判断された場合。
- ⑤周囲の道路または、公共交通機関が停止してお客様の来場/帰宅に支障があると判断された場合。
- ⑥気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合。
- ⑦その他の理由により、お客様、職員・従業員に危険があると判断された場合。
- ⑧その他、災害対策本部長(または、権限移譲者)が中止と判断した場合。

2. 営業の継続/休止の判断権限者

災害対策本部長が営業継続/休止/営業時間変更を決定する。

災害対策本部長が不在の場合は、前頁「4.権限の移譲順位」に従い、権限の委譲を行う。

3. 臨時休業の職員・従業員への通知

出勤前の職員・従業員、または、休暇中や外出中などで場内に不在の職員に対する、営業継続/中止の連絡は、緊急連絡網を利用して連絡する。

4. 臨時休業時のお客様への告知

予約が入っているお客様に対して個別に電話連絡を行う。
また、HP で臨時休業の告知を行う。

5. 災害発生直後の行動基本方針

震度5強を超える大地震などの災害が発生した際の行動は、クラブからの指示に従うものとする。

ただし、電話回線の輻輳やメールの不達などにより、連絡が付かない場合は職員・従業員の行動は以下を基準とする。

〈指示がない(連絡が取れない)場合の基本的行動〉

発生時間帯	平日			帰宅後 夜間・休日	外出中 (就業時間中)	出勤基準
	早朝 (在宅時)	出退勤途中	就業時間内			
災害対策本部 構成員	情報収集後 出勤	付近で安全確保 情報収集 後出勤	場内で対応を 行う	出勤基準を満たす 場合は出勤		<ul style="list-style-type: none"> ●事前に参集の指示が出ている(指示が出ていても出勤できない場合は連絡手段が使用可能となったら報告する) ●家族および自宅の安全が確保されている ●交通機関が使用できない場合は、自宅(または所在地)から徒歩で2時間以内に到着可能(10km程度)
自分と家族の安否を報告する						
職員	情報収集後出勤基準を満たす場合出勤	付近で安全確保情報収集後出勤標準を満たす場合出勤(クラブ近くの場合はそのまま出勤も可)	場内で対応を行う	自宅待機	基本的にクラブに戻る 交通事情や危険度に応じて 現地待機・避難	
自分と家族の安否を報告する						
従業員	自宅待機	付近で安全確保後、可能であれば帰宅して自宅の無事を確認し待機(クラブ近くの場合はそのまま出勤も可)	指示に従う	自宅待機		
自分と家族の安否を報告する						

※上記を基本とするが、自身の安全確保を最優先として行動する。

その時の状況を判断しながら、お客様の安全を確保した後に、すみやかに自宅および家族の状況を確認する。

第 2 部 災害発生時の対応

第 1 章 地震災害対策編

第 2 章 火災対策編

◆第2部 災害発生時の対応



第1章 地震災害対策編

「第1章 地震災害対策編」では、当クラブに大きな影響を与える地震が起きたことを想定した基本的な行動対応を示す。

第1節 発生直後の行動(全体の共通事項)

1. 基本的な行動指針

- ①自身の安全を確保したうえで、お客様の生命の安全を最優先に行動する。
- ②本マニュアルおよび災害対策本部長、または上司の指示に従って行動するものとするが、非常事態で指示を仰げない場合は、生命の安全を最優先に各自の判断で行動する。
- ③得られた情報を、随時、災害対策本部に報告する。
- ④自身の安否を出来る限り速やかに上司または、災害対策本部に報告する。

2. お客様の救護、誘導

災害発生時に、お客様の混乱、パニックによる一斉避難を原因とする二次災害防止の為、「館内放送」や「無線機」等による指示に従って誘導を行うが、指示がない場合は以下を基本に対応する。

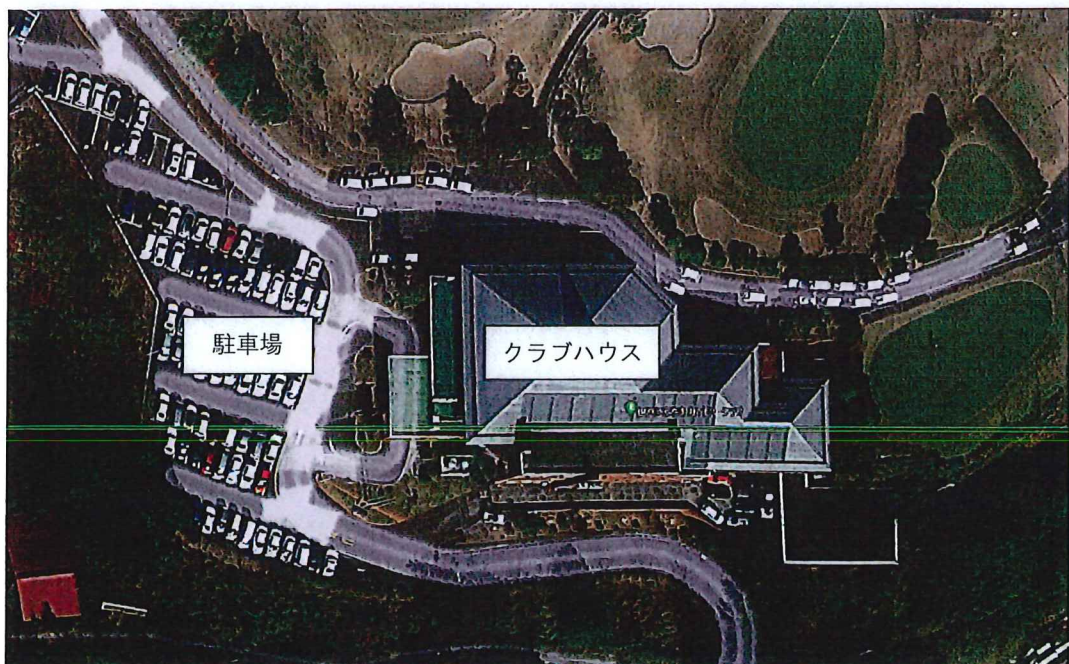
- ① お客様に落ち着いていただくよう「声かけ」を行う。

(声かけ:揺れている間)

「落ち着いて、体を低くしてください。ガラスなどから離れて下さい」

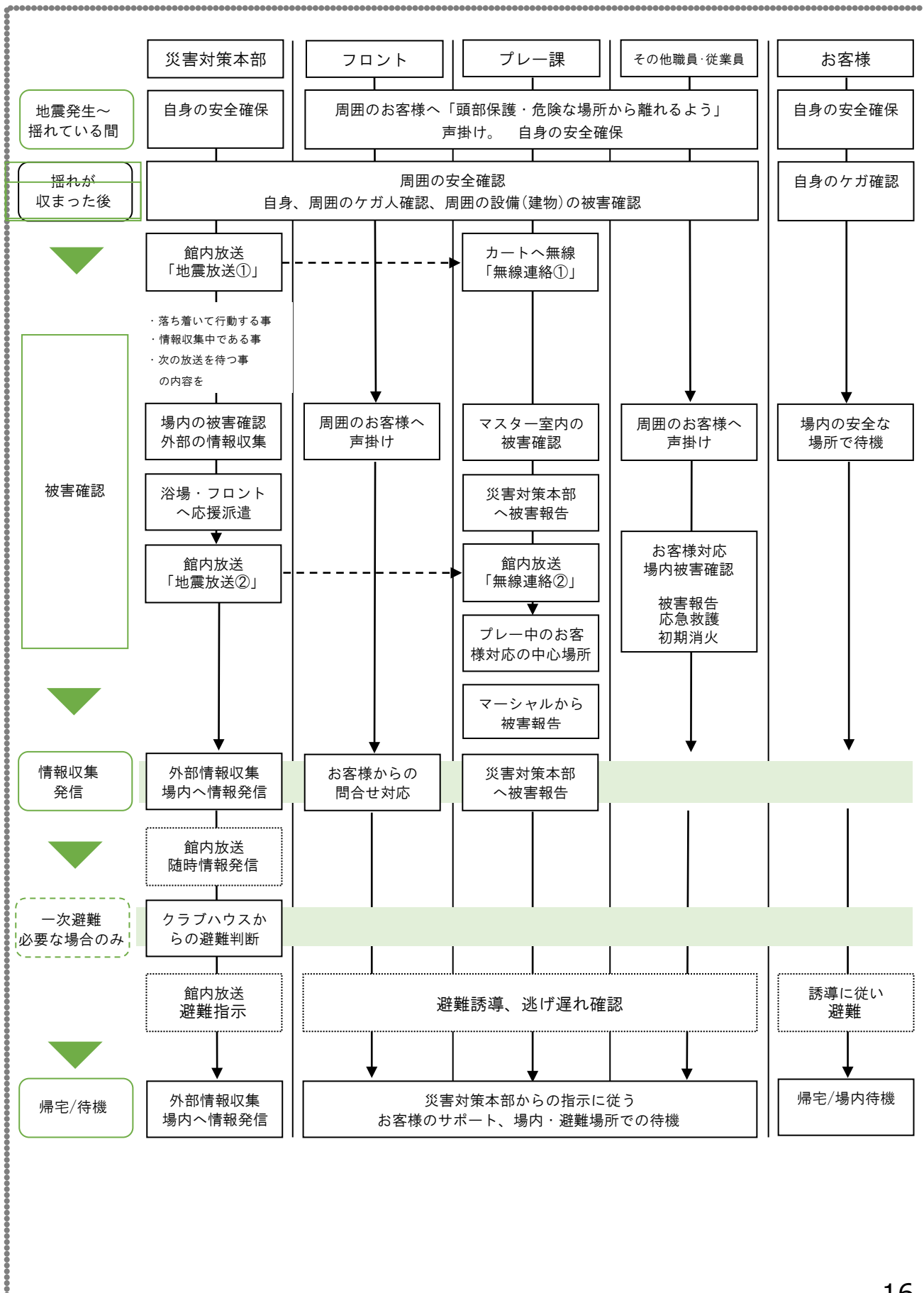
- ② その場で待機して頂き、当クラブからの情報提供を待つように案内する。
※落下物、建物の破損などで危険を感じる場合は、安全な場所に移動して待機して頂く。(クラブハウスからの一次集合場所は下図参照)
- ③ 負傷者が発生した場合、速やかに119番通報するとともに、可能な限り応急救護を行う。
(大きな災害発生時には、救急車の到着も大幅に遅れることが予想される)
- ③ 救出、救護は一人に対応しようとせず、可能な限り複数の職員・従業員の協力等で行う。

※基本的には屋内で待機とするが、
指示があった場合、危険を感じた場合、火災が発生した場合は、
クラブハウス前の駐車場一次集合場所へ一旦非難する。





地震災害対策編



第2節 各エリアの初動対応

1. 災害時に中心となる施設と役割

以下の3カ所は、平常時の業務内容や、位置的に災害時の中心となると予想される。主な役割を以下に示す。

(1) 事務所(クラブハウス内)

場内の災害対応の中心となり、以下の役割を持つ。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 場内の被害情報収集
- ③ 場外の情報収集
- ④ 場内(職員・従業員・お客様)への情報発信
- ⑤ 外部への情報発信
- ⑥ 場内各エリアへの応援の手配
- ⑦ 消防への通報

(2) プレー課マスター室

コース上でプレー中のお客様への対応の中心となり、以下の役割を持つ。

- ① カートへの無線連絡
 - ・コース上スタッフへの情報発信
 - ・プレー中のお客様への情報発信
- ② コース上の情報収集

(3) フロント

日常の業務内容およびクラブハウス内の位置的にも、館内のお客様への一次対応の中心となる。

- ① お客様からの各種問合せ
- ② 負傷者からの救護要請
- ③ 帰宅を希望されるお客様の精算
- ④ 災害対策本部との情報共有(報告)

1. 各エリアにおける初動対応の基本方針

当クラブは広大な面積を有しお客様が場内(コース上)に点在しているため
害発生時は、まず職員・従業員が単独で、目の前のお客様への対応を行わな
ければならない。

次ページ以降に、それぞれの場所における大きな地震が発生した場合の、揺
れが収まった後の基本行動指針を示す。

※記載してある内容を基本に行動するが、自身の安全を確保したうえで、お客
様および職員・従業員の生命の安全を最優先に行動する。

各エリアの初動対応 (揺れが収まった後の行動)

1. クラブハウス内(災害対策本部)
2. プレー課マスター室
3. フロント
4. レストラン
 - (1) レストラン
 - (2) 厨房
5. クラブハウス内各部屋
6. コース上での対応
 - (1) コース売店
7. 管理棟勤務者
 - (1) 管理棟にいる場合の対応
 - (2) コース上にいる場合の対応

1. クラブハウス内：災害対策本部

周囲の安全確認

- 事務所内の被害確認
 - ◆負傷者の有無
 - ◆建物・設備の被害状況確認
- 事務所使用の可否判断
(建物の倒壊、大きく傾く、火災などの場合は使用不可)

館内放送「地震放送①」(震災時第一報)

震度5強以上の地震が発生または、体感的に大きな揺れを感じた場合、揺れが収まったら、すぐに放送を行う。

情報収集

- 利用可能な手段で地震の情報収集
(テレビ・ラジオ、インターネット、伊豆の国市防災Eメール 等)
 - 震源・最大震度
 - 交通情報(道路の渋滞、鉄道の運行状況)
 - 停電の有無
 - 伊豆の国市内外の被害状況

館内放送「地震放送②」

地震発生5分程度を目安に放送を行う。

応援派遣

クラブハウス内に災害対策本部長以下2名以上残ることが可能な場合は、以下の順序で応援および対応に向かう。

- ① フロント・浴室(女子)
- ② 応援依頼のあった被害の多いエリア

災害対策本部としての活動

場内外の情報収集

- 内線電話等で場内の被害状況確認
 - 負傷者の有無
 - 建物、設備の被害状況
 - 火災の発生有無
- 利用可能な手段で地震の情報収集
 - 周辺の火災発生状況
 - 交通情報(道路渋滞、鉄道運行状況)
 - ライフラインの被害
 - 伊豆の国市内外の被害状況

(地震発生時の放送文例)

◆地震発生直後「地震放送①」

「場内のお客様に ご連絡いたします。
ただいま(大きな) 地震が 発生しました
情報が 入り次第 お知らせしますので 身の安全を確保し
落ち着いて 次の放送を お待ち下さい。」
(2回繰り返し)

◆地震の情報提供「地震放送②」

「場内のお客様に ご連絡いたします。
先程の地震の情報です。
震源地は●●●● 最大震度は● 伊豆の国市内は 震度● との情報
が入っています。
お怪我をされた方は 近くの 従業員 または フロントまで
ご連絡下さい。」
(2回繰り返し)

その他、周辺の被害状況などの情報が入れば、館内放送で随時提供を行う。

2. プレー課 マスター室

周囲の安全確認

- マスター室内の被害確認
 - ◆ 負傷者の有無
 - ◆ 建物・設備の被害状況確認
- マスター室の使用の可否判断
(建物の倒壊、大きく傾く、火災などの場合は使用不可)

コース内スタッフへの無線連絡 (一斉無線) (無線連絡①)

震度5強以上の地震が発生または、体感的に大きな揺れを感じた場合、揺れが収まったら、すぐに放送を行う。

災害対策本部へ被害状況報告

- マスター室の被害状況
- 負傷者の有無

スタッフへの無線連絡(一斉無線) 無線連絡② 情報提供

- 地震の情報などを無線で伝達
(ハウスからの館内放送「館内放送②」の内容に準じた内容を放送)

お客様対応

- プレー中止の判断(災害対策本部との調整)
- マスター室周辺のお客様への対応

スタッフへの連絡(情報提供)、災害対策本部との連携

- 災害対策本部またはマスター室がプレーを中止すると判断した場合は無線一斉放送で伝達。
- その他、地震の情報(周辺の被害状況等)が入ったら、無線で情報提供。

(地震発生時の放送文例 : マスター室)

◆地震発生直後「地震放送①」

「地震の情報が 入り次第 お知らせします。
身の安全を確保し 落ち着いて 次の無線連絡を お待ち下さい。
ケガを された方が おりましたら 連絡を お願いします。」
(2 回繰り返し)

◆地震の情報提供「地震放送②」

「先程の地震の情報です。
震源地は●●●● 最大震度は● 伊豆の国市内は 震度● との情報
が入っています。
プレーを中止される方は 気を付けて クラブハウスへ お戻り下さい
。」
(2 回繰り返し)

その他、周辺の被害状況などの情報が入れば、館内放送で随時提供を行う。

3. フロント

周囲の安全確認

- フロントの被害確認
 - ◆負傷者の有無
 - ◆フロント周辺の建物・設備の被害状況確認

お客様対応

- フロント(クラブハウス)からの避難判断
(建物の倒壊、大きく傾く、火災などの場合は使用不可)
- 負傷者の有無確認

災害対策本部からの応援

- 応援が来てくれない場合も想定して対応を行う。

お客様対応

フロントに位置し、随時、災害対策本部へ確認して対応を行う。

- 問合せ対応
- 精算
- 負傷者への対応
- 停電時の貴重品ロッカー対応

避難判断

- 事務所からの連絡(館内放送)があった場合
- 火災が発生した場合

お客様を一次集合場所へ避難誘導

- お客様の避難誘導をしながら、自身も一次集合場所へ避難

4. レストラン

大地震発生時、レストランは「レストランフロアー」、「厨房」のお客様、職員・従業員の被害を最小限に安否を確認するとともに、お客様の被害、施設の被害有無を確認する。

(1) レストラン

周囲の安全確認

- レストラン内の被害確認
 - ◆ 負傷者の有無
 - ◆ 建物・設備の被害状況確認
- ※被害が発生した場合は、災害対策本部へ連絡

お客様への声掛け

「落ち着いて身の安全を確保して下さい。ケガをされた方はお申し付けください」

避難判断

- 事務所からの連絡(館内放送)があった場合
- 厨房などで火災が発生した場合
- 証明、天井等が落下して、危険と判断した場合

お客様をクラブハウス外の一次集合場所へ避難誘導

責任者の対応

- 安否確認
 - 厨房の安否確認、被害有無確認
- 災害対策本部へ報告
 - 非難の有無
 - お客様の人数
 - 負傷者の有無
 - 建物・設備の被害状況確認

(2) 厨 房

周囲の安全確認 火元の確認 揺れが収まったら、慌てずに火の始末

- 火災が発生した時は
 - ・周囲に知らせる
大声で周囲に知らせるとともに、119番通報。(または火災報知設備)
 - ・落ち着いて初期消火
火が床など横に広がっているだけの間は初期消火に努める。
 - ・無理をせずに避難
天井まで炎が達するなどして、消火が困難と判断したら無理に消火しようとせず避難する。

お客様の安全確認、閉じ込め確認

- お客様の安全確認(負傷者の有無)
- 被害が発生した場合は、災害対策本部へ連絡

- 事務所からの連絡(館内放送)があった場合
- 厨房などで火災が発生した場合
- 照明、天井等が落下して、危険と判断した場合

お客様をクラブハウス外の一次集合場所へ避難誘導

災害対策本部へ報告

- 負傷者の有無
- 建物・設備の被害状況確認

5. クラブハウス内各部屋

周囲の安全確認

- 自身周辺の被害確認
- 負傷者の有無
- 周辺の建物・設備の被害状況確認

初動対応

- 近くにお客様がいた場合は声掛け
- 負傷者の救護
- 火災の発生を確認した場合は、初期消火・周囲へ火災発生を伝える。
- 二次被害防止 火気類の使用停止、扉の開放(避難経路確保)

□事務所からの連絡(館内放送)があった場合
火災が発生した場合

一次集合場所へ避難

- お客様の避難誘導をしながら、自身も一次集合場所へ避難

6. コース上での対応

職員・従業員も含めて以下を基本として行動する。

(1) 売店スタッフ

周囲の安全確認

- 売店の被害確認
 - 負傷者の有無
 - 周辺の建物・設備の被害状況確認

お客様への声掛け(お客様がいる場合)

「ただいま 本部からの指示を確認しておりますので 落ち着いて身の安全を 確保して下さい。」

お客様の安全確認、閉じ込め確認(トイレなど) (一旦店舗外に退出)

- お客様の安全確認(負傷者の有無)、閉じ込めの有無確認
- 店舗内の被害有無を確認する。

災害対策本部へ報告

- 自身の安否、売店、お客様の被害有無を報告

【営業中止の判断】以下の状況の場合は、営業を中止する。

- 災害対策本部または上長からの連絡
- 震度5強以上程度の地震
(物につかまっていなと立てないくらいの揺れ)

売店の営業停止

- クラブハウスへ移動
(車輛を基本とするが、場内の通路に被害発生または、お客様のカート移動が多いと判断した場合は徒歩で移動する)
- 周囲にお客様がいる場合は、お客様と待機。

7. コース管理勤務者

職員・従業員も含めて以下を基本として行動する。

(1) 管理棟にいる場合の対応

周囲の安全確認

- 自身周辺の被害確認
- 負傷者の有無
- 建物・設備の被害状況確認

初動対応

- 負傷者の救護
- 二次被害防止 火気類の使用停止、扉の開放(避難経路確保)

- コース管理棟で火災が発生した場合
 - 自身の安全、全員の避難誘導優先
 - 初期消火・周囲へ火災発生を伝える
 - 災害対策本部へ連絡
 - 初期消火が失敗したら、避難

安否確認

コース上の職員・従業員の安否確認
(各自からの連絡を待ち、連絡がない場合はこちらから連絡)

待機 または 避難

基本は、管理棟で待機する。ただし、建物の倒壊の恐れがある場合など建物内に留まることが危険と判断した場合は、屋外に避難。
(少しでも危険を感じたら屋外に避難)

被害確認

- 災害対策本部からの指示があった場合は、
- コース上の被害状況を確認
 - コース周辺の道路(お客様の帰宅ルート)の被害確認

(2) コース上にいる場合の対応

自身の安全確認

- 傾斜地などから離れて、自身の安全を確保する。

周囲の確認

- 付近に他の管理スタッフがいた場合、合流してお互いに安否確認
- プレー中のお客様が近くにいた場合、声掛けして負傷の有無確認

コース管理棟(または、災害対策本部)への連絡

- 自身の安否を報告
- 負傷者の発生、コース上の大きな被害(土砂崩れ、倒木)を発見した場合は、連絡する。

管理棟への移動

- 自身の安全を確保しながら、管理棟へ移動

第3節 一次集合場所への避難後の対応

1. 災害対策本部への報告

災害対策本部から指名されたものは、一次集合場所へ向かい、お客様の避難状況を確認する。確認結果を災害対策本部に報告する。

【報告内容】

- ① 一次集合場所にいるお客様の人数、および職員・従業員の人数
- ② 負傷者の有無(有の場合、ケガの程度、人数も報告)
- ③ 応援の要否

報告を受けた災害対策本部は、報告内容を報告時間、受信者を含めて記録しておく。

2. お客様への対応

一次集合場所に避難したお客様は、地震に対する不安などから、職員・従業員への問い合わせが多く発生することが予想される。

応援可能な職員・従業員は、一次集合場所付近に向かい、お客様への対応を行う。

(1)要援護者の確認

負傷しているお客様、お年寄りなど、援護の必要があるお客様に対しては、積極的に声掛け、支援を行う。

一次集合場所の職員・従業員で対応が困難な場合は、災害対策本部へ報告を行い、指示を仰ぐ。

(2)情報の提供

無線機を持っているなど、災害対策本部と連絡が取れる職員・従業員を一次集合場所に配置し、災害対策本部との連絡がすぐにとれる状態にしておく。

お客様への情報提供または、お客様からの問合せへの回答は、以下の事項に留意して行う。

- 災害対策本部の指示を仰いで対応を行う。
- 災害対策本部からの指示で、情報をお客様に伝える場合には、お客様全員に聞こえるように、大きな声でゆっくり発言し、二回以上同じ内容を繰り返す。
- お客様から入手した情報をそのまま他のお客様に伝えたり、憶測での発言はしない。

(3)帰宅するお客様への対応

お客様の帰宅に関してはお客様の判断にゆだねるものとするが、明らかに危険な場合は、その旨注意喚起を行う。

(大規模火災、建物・橋などの倒壊、大規模停電などが発生した場合)

場内に一時的に留まることを希望するお客様に対しては適宜受け入れるものとする。

(4)場内に滞在するお客様への対応

営業終了時間を過ぎても、帰宅手段がない、ケガをされて動けない、または帰宅途中の渋滞や危険回避のために場内に留まることを希望するお客様がいることも予想される。

当クラブは、お客様が退場されるまで、でき得る限り支援を行うものとする。

人数の把握

クラブとして、集合時間に留まることお客様の人数を把握しておく。

全体の人数

要援護者数

負傷者数

宿 泊

お客様が、場内での宿泊を希望されることも予想される。

要援護者などを優先して、被害の少ない使用可能な場内の各部屋へ受け入れる。

場内の宿泊可能な場所は限られており、備蓄品の準備も少ないことから、移動が可能であるお客様は、伊豆の国市内指定の宿泊可能な「避難所等」を案内する。

(お客様へ案内する前に、避難所に確認を行う。)

(5)返金対応

プレー料金、その他費用の返金を求められた場合は、後日連絡をしていただくよう案内する。すぐに返金を求められた場合は、災害対策本部の判断に従う。

(6)精 算 (停電等で精算できない場合)

停電やシステムの停止、お客様の一齐帰宅などにより生産ができない場合。

災害対策本部の判断で、後日精算としてお客様には、そのまま帰宅して頂く。

3. 設 備

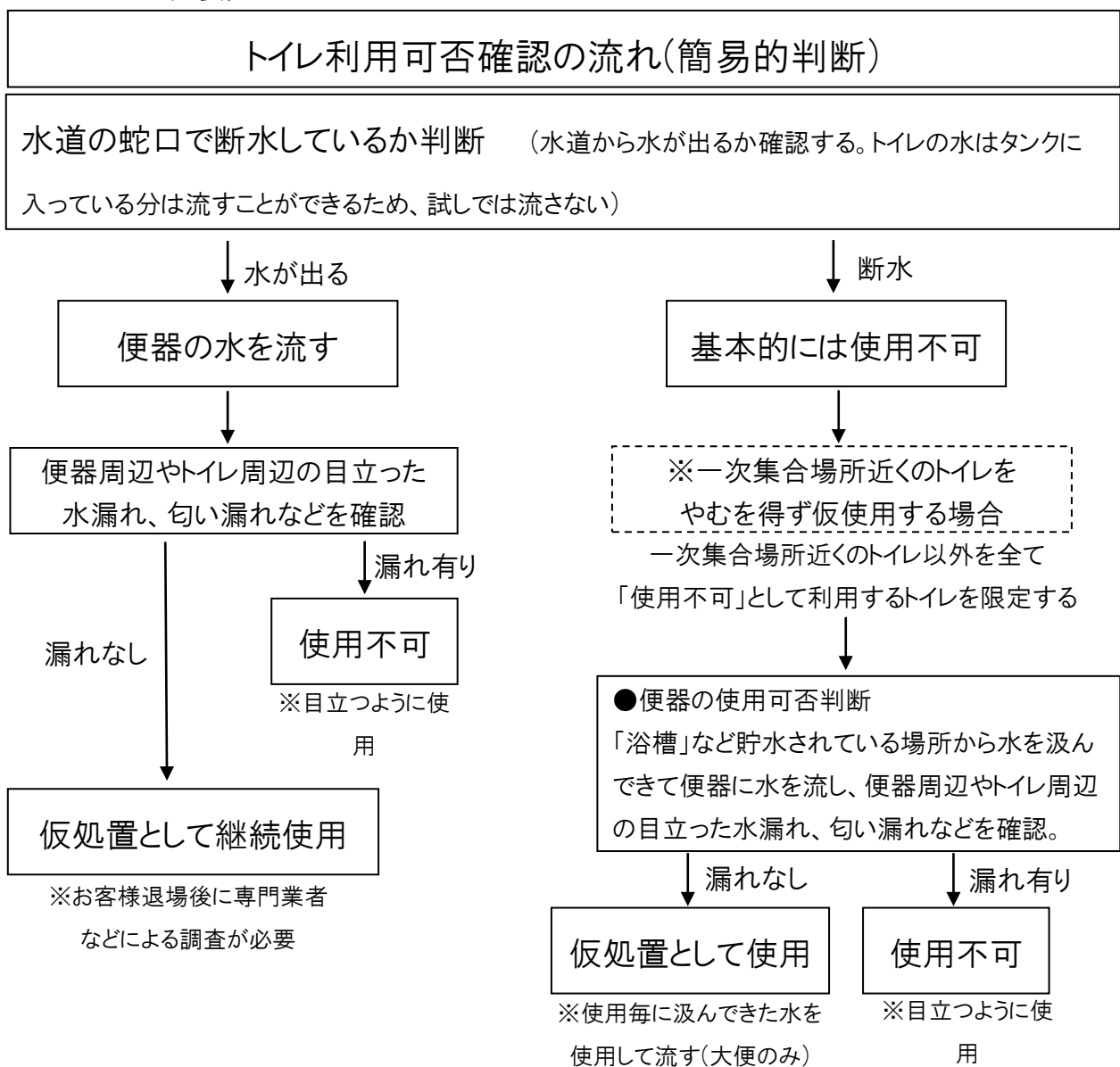
(1) トイレ

断水していなくても、下水管が破損している状態で、トイレを使用すれば、汚水漏れなどの被害がある。

そのため、本来は大地震直後は、トイレを使用しないことが望ましい。

しかし、多数のお客様が来場されている状況では、全てのトイレを完全に使用停止することは現実的ではない。

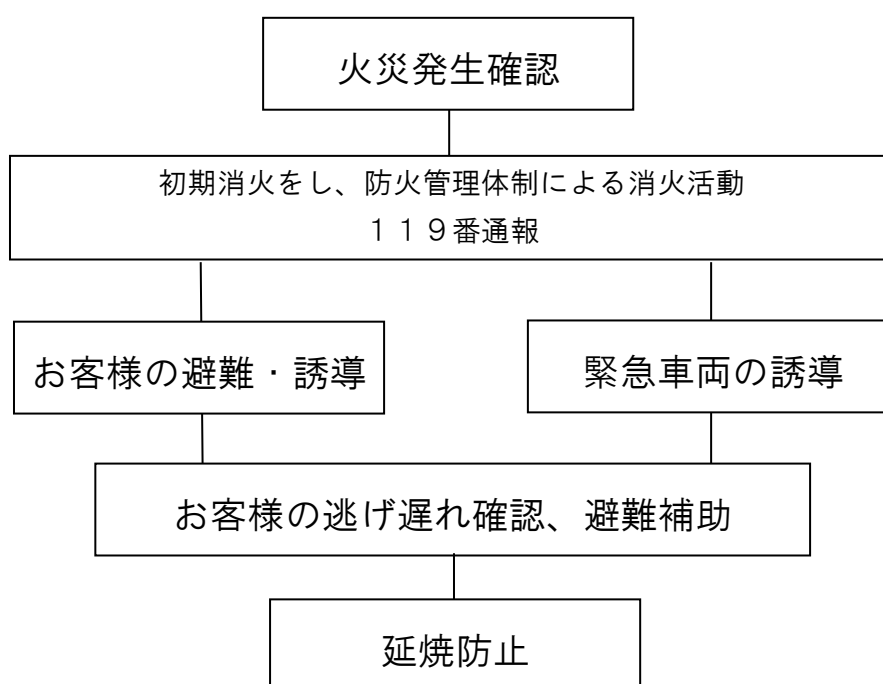
そこで、職員・従業員は、一次集合場所近くの数に限った一部トイレを確認し使用可否の判断を簡易的に行うことも想定する。(後に専門業者による点検が必要)



第2章 火災対策編

火災発生時には、一人で対処しようとせずに、大声で周囲に知らせ、職員・従業員・お客様に火災の発生を知らせるとともに、必ず複数の職員・従業員で対処するようにつとめる。

火災発生時の基本対応



①火災発生確認

火災の発生を大声で周囲に知らせる。

②落ち着いて初期消火 119番通報

火が床など横に広がっているだけの間は、消火器等により初期消火につとめる。

119番通報(事務所に連絡)

天井まで炎が達するなどして、消火が困難と判断したら無理に消火しようとせずに避難する。(身の安全確保優先)

③お客様の避難・誘導

屋外への避難を基本とするが、事務所からの情報を収集し、火元や風下には誘導しないようにする。

④緊急車両の誘導

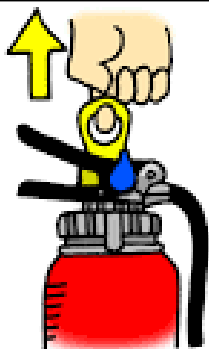
緊急車両の誘導路を確保する。

消防設備(消火器・消防栓)の使用方法

1. 消火器の使い方

いざという時に、落ち着いて初期消火が出来るように、日ごろから消火器の使用方法を確認しておく。以下に基本的な使用方法を示す。

1.



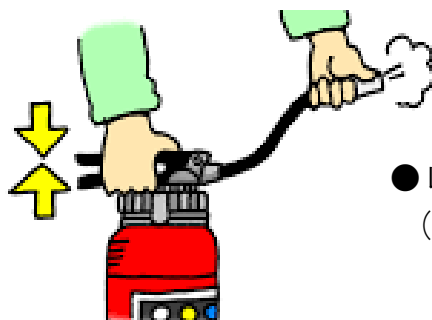
- 下のレバーを持って、火元の近くまで移動します。
- 安全栓を引き抜きます。

2.



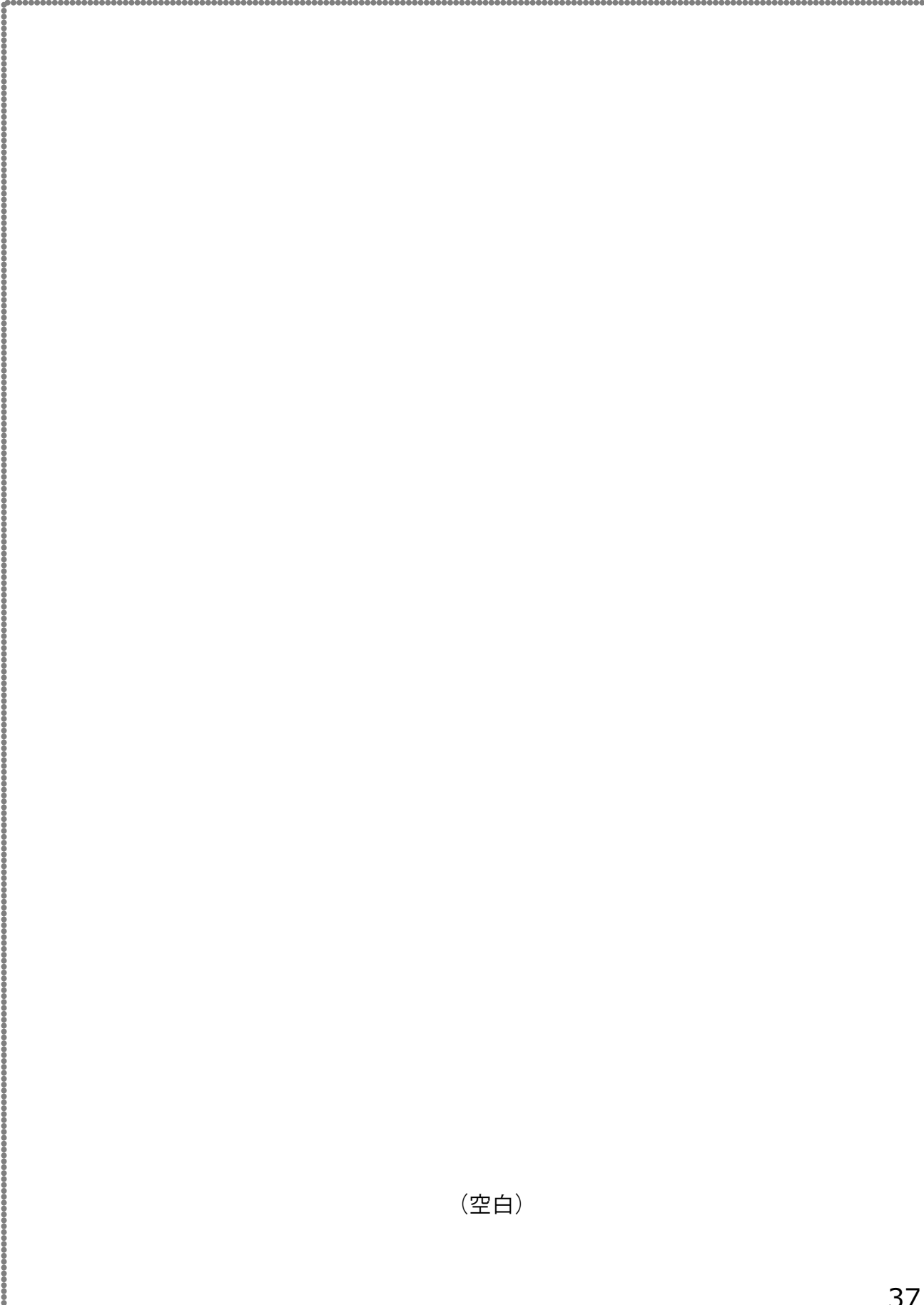
- ホースをはずし、ノズルを火元に向けます。

3.



- レバーを強く握ります。
(消火薬剤が噴き出します)

- 放射時間は約10～15秒
- 火元からは、3mほど離れ、日の根元を狙ってホウキで掃くようにしてノズルを動かしながら消火する。



(空白)

第 3 部 新興感染症への対応方針

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

第 2 節 災害の前提

第 3 節 組織の行動指針

◆第3部 新興感染症への対応方針



第1章 総則

第1節 目的

本項は、致死率の高い新興感染症の流行時において、従業員の生命安全の確保及び当クラブの事業へのえいきょうを最小限に抑えることをも指摘とする。

1. 目的

新興感染症の流行そのものに対する対策を目的とするものではなく、組織としての事業継続計画の必要の可否を判断し、必要な準備(備蓄等)および業務停止等の意思決定に資することを目的としている。

2. 対象となる事象

新興感染症のパンデミック発生(感染率および致死率の高い感染症が、日本もしくは全世界に感染爆発が起こることにより、事業活動の大幅な停滞が想定される状況)を対象とする。

3. 用語の定義

新興感染症	かつては知られていなかった、新しく認識された感染症で、局的あるいは、国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。(エボラウイルス、インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス 等が含まれる)
パンデミック	感染症等の全世界的な急速な感染拡大

第2節 災害の前提

組織として対応が必要な新興感染症の適用基準および、本マニュアルにおける災害の想定を以下に定義する。

1. 新興感染症と本マニュアルの適用

本マニュアルの適用範囲を以下に定める。

対象	例	適用	備考
当クラブの業務活動地域外で流行する新興感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱等	原則として適用範囲外	当クラブ業務活動地域での局所的な流行や感染の拡大による社会状況の変化が認められる場合には、本方針に準じた対応を行う。
致死率もしくは感染率が低い新興感染症	新型インフルエンザ(H1N1)を含む季節性インフルエンザ	原則として適用範囲外	ウイルス等により致死率及び感染率の急激な変化がみられる場合には、組織として管理すべき新興感染症として本方針を適用とした対応を行う。
既に全世界にパンデミックを起こしている新興感染症のうち、組織としての事業継続に影響を与える可能性が低いもの	エイズウイルス	原則として適用範囲外	ウイルス等により致死率及び感染率の急激な変化がみられる場合には、組織として管理すべき新興感染症として本方針を適用とした対応を行う。
ウイルス等の特性により、今後、世界的なパンデミックによる社会的な活動の停止が懸念されているもの	新型インフルエンザ(H5N1) (新型コロナウイルス)	適用	人から人への感染において、1%以上の致死率が懸念される、もしくは発症者の増加による業務従事者の欠勤増加や職場への入域停止により、長期(1ヶ月程度)の業務停止の発生が予想される感染症。



2. 新興感染症流行による被害想定

以下に本マニュアルが想定する新興感染症流行時における被害の状況を定義する。

項目	概要	想定シナリオ
従業員の欠勤が発生	罹患や感染防止を目的として多くの従業員の業務従事への困難が発生	ピーク時には従業員の40%が2週間欠勤する。また、その前後の期間に従業員の20%が1週間欠勤する。
感染症による従業員の死亡、重篤化が発生	感染者の死亡や重篤化が発生	従業員が死亡または、重篤化する。
長期にわたる竜巻	1ヶ月以上にわたる当クラブ業務地域への流行により、社会インフラの途絶や移動制限が発生する。	まん延期が数ヶ月継続する。ただし、新興感染症のまん延期においても、社会秩序が維持され、最低限の社会基盤(電気・ガス・水道・通信・公共交通)が機能するものとして対応を考慮する。社会全体として物流量が減るものの、稼働可能運転手が減るため、配送遅延が発生する。大都市中心部を除き、著しい渋滞にはならない。

第3節 組織の行動指針

本節では、新興感染症の流行に備えた基本的な行動指針を定める。

1. 事業継続に対する基本方針

新興感染症を対象とした事業継続計画の場合、地震災害と異なり、対策を実際に行うまでの判断の時間や情報共有を行う手段の確保が可能となる。

本マニュアルでは、平常時を含め感染のまん延期を迎える前に、必要な情報を精査したうえで意思決定を行うことを基本方針とする。

実施事項	概要
平常時における情報収集と対応	事務所を中心に、対象とすべき新興感染症の情報を収集し、影響を特定する。また、組織として必要な備蓄を準備する。
定期的な啓発の実施	平常時より、教育を通じて感染経路、症状、パンデミックの発生懸念状況、発生時の影響を従業員に啓発する。
早期段階における情報共有	海外発生、国内発生早期の段階で、新興感染症の発生及び被害の影響を想定し、柔軟な意思決定を行う。(被害が軽微と予想される場合は、本方針に基づく発令の緩和を行う)
発生初期における施策の意思決定	海外発生、国内発生早期の段階で、以下の施策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・出退勤基準の緩和、在宅勤務の発令 ・移動を伴う業務の縮小、停止の判断 ・出勤を要請する従業員に対する安全配慮施策の提示 ・当クラブ内外との定期的な情報共有手段の明示

2. 新興感染症の流行に対する対応

時間の経過に沿った社会インフラの状況の変化に合わせ、当クラブの目標及び対応が必要な業務を以下に定める。

新興感染症の流行時もサービス提供の維持が目標となるが、非常時にはお客様及び従業員の安全確保を最優先の目標とする。

ただし、新興感染症の流行が収まり安全と判断された場合は、サービス提供の早期再開が重要目標となる。

なお、各「発生段階」の移行に関しては、政府等が判断を明確にしないおそれもあるため、あくまでも参考材料としてとらえ、組織として主体的に意思決定する。

□組織としての対応

発生段階	実施事項	対応が必要な業務
第一段階 (海外発生期)国外で適用対象となる新興感染症の流行拡大が発生	情報の収集、共有および警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・流通や社会インフラ状況の把握と共有 ・流行状況の把握と共有 ・影響に対する事前広報(物流の停滞や外出の自粛等により、営業活動の中断が発生する可能性があることを当クラブ内外に通知する) ・感染症に対する啓発(症状及び感染防止策の啓発、罹患時の報告の必要性や出勤制限等を全従業員に周知) ・政府および自治体等による通達の収集(移動の制限要請や法的基準の緩和等)
	感染拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域への渡航を制限 ・自主渡航(海外旅行等)の自粛(感染拡大国は禁止) ・必要備蓄の確認及び可能であれば手配
	事業継続計画の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な対応が必要な業務では、業務フローの見直しと必要要員の手配および通知を行う
第二段階 (国内発生早期)国内で最初の感染者が確認される、もしくは既に感染拡大が懸念された時点。場合によっては第一次段階がなく、国内が感染の契機となる場合もある)	事業継続計画の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大期及びまん延期にも継続すべき業務の通達(対象業務従事要員への正式な通達と安全配慮施策の連絡)
	規程等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・出退勤の制限に伴う労務管理基準の変更等が発生する場合は、その旨通達
	情報の収集、共有	<ul style="list-style-type: none"> ・政府および自治体等による通達の収集(移動の制限要請や法的基準の緩和等) ・場内及び取引先での感染情報の収集 ・流通や社会インフラ状況の把握と共有 ・流行状況の把握と共有
	感染拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・国内出張(発生地域)の自粛 ・流通や社会インフラの把握 ・本人および家族の健康チェック(発熱、のどの痛み、咳、鼻水、下痢等)で異常があった場合、出勤前に上長に報告



発生段階	実施事項	対応が必要な業務
第三段階	事業継続計画の実施	<p>営業の継続/中止を判断し、営業を継続する場合は、従業員の安全配慮(移動時の感染防止策、出退時間の変更等、柔軟な業務形態)を行った上で業務を実施する</p> <p>【営業中止時でも継続すべき業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払業務等(従業員や取引先の生活、機能維持に関わる業務) ・法令に関する業務(決算等、ただし、政府等より緩和令が提示された場合は法令に従う。また、政府等から緩和令が提示されていないが、従業員の生命の安全確保が困難と予想される場合は、業務を縮退もしくは停止する) ・業務インフラの機能維持業務(場内のネットワーク等、停止により他の業務遂行が困難となる業務) ・情報連絡、広報に関する業務(お客様からの問い合わせ対応等)
	情報の収集、共有	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ主催のイベントの自粛(職員・従業員のためのイベントも含む) ・個人渡航(海外旅行等)の自粛(感染拡大国は禁止) ・国内出張(感染拡大地域)の禁止 ・流通や社会インフラ状況の把握
	感染拡大の防止	国内発生早期に準じる
第三段階(まん延期、回復期)	原則として第三段階に準じる	対策本部は第四段階(小康状態)への移行基準及び停止業務の回復(営業再開)のための手順を協議し、必要であれば発令を行う。
第四段階(小康状態)	停止業務の回復	第三段階(まん延期、回復期)の状況に基づき、段階的に業務を通常に戻す。



■ 個人としての対応

発生段階	個人への指示/依頼事項
第一段階 (海外発生時)	<ul style="list-style-type: none">・出勤、帰宅時のうがい、手洗い、消毒の励行・個人渡航の自粛
第二段階 (国内発生早期)	<ul style="list-style-type: none">・出勤、帰宅時のうがい、手洗い、消毒の励行・マスクの携帯・状況に応じた着用・公共交通機関のつり革・手すり等に触れた後は、手洗いを するまで顔に触れない・個人渡航の禁止
第三段階 (感染拡大期)	<ul style="list-style-type: none">・営業中止、継続の判断は、クラブからの指示に従う。・出勤、帰宅時のうがい、手洗い、消毒の実施・本人および家族の健康チェック(発熱、のどの痛み、咳、鼻 水、等) ・マスクの携帯、状況に応じた着用・施設への出入り口を制限・公共交通機関のつり革・手すり等に触れた後は、手洗いを するまで顔に触れない
第三段階 (まん延期、回復期)	<ul style="list-style-type: none">・出勤、帰宅時のうがい、手洗い、消毒の励行・本人および家族の健康チェック(発熱、のどの痛み、咳、鼻 水、等)で異常があった場合、出勤時に上長に報告・マスクの携帯、状況に応じた着用・公共交通機関のつり革・手すり等に触れた後は、手洗いを するまで顔に触れない・個人渡航の禁止
第四段階 (小康状態)	クラブからの指示に従う

第4部 災害に備える

第1章 災害に備える

第1節 伊豆の国市の避難場所・その他情報

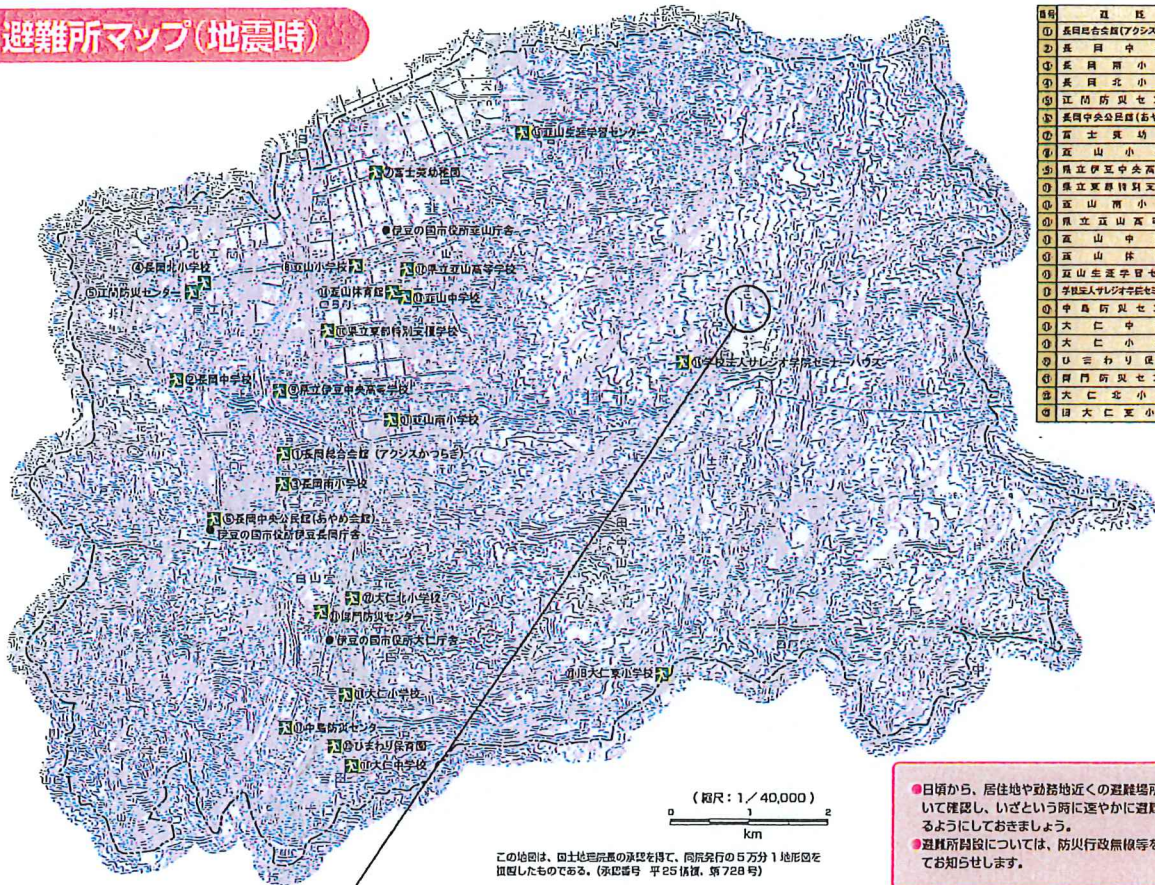
◆第4部 災害に備える

第1章 災害に備える

第1節 伊豆の国市の避難場所・その他情報

当クラブの周辺には、避難所、避難場所に指定されている場所がない。
 しかし、日常生活時や出退勤の途中に避難が必要となる可能性もある為、避難場所等の位置、種類を確認しておくことは重要となる。

避難所マップ(地震時)



番号	避難所
①	長岡総合会館(アックスかつらぎ)
②	長岡中学校
③	長岡南小学校
④	長岡北小学校
⑤	江防防災センター
⑥	長岡中央公民館(ちやめ会館)
⑦	富士東幼稚園
⑧	五山小学校
⑨	県立伊豆中央高等学校
⑩	県立東海特別支援学校
⑪	五山南小学校
⑫	県立五山高等学校
⑬	五山中学校
⑭	五山生涯学習センター
⑮	伊豆山王学舎センターハウス
⑯	中島防災センター
⑰	大仁中学校
⑱	大仁小学校
⑲	ひまわり保育園
⑳	大仁北小学校
㉑	田大仁東小学校

●日頃から、居住地や勤務地近くの避難場所について確認し、いざという時に速やかに避難できるようにしておきましょう。
 ●避難所割込については、防火行政無線等を通じてお知らせします。

伊豆にちやまカントリークラブ

■避難所・関連施設等一覧 (伊豆の国市 HP より)

▶ 避難所・関連施設等一覧

○：避難可能 △：浸水区域内であるが、最上階への垂直避難は可能
 ×：避難不可能

広域避難所 ※浸水深は「想定最大規模の降雨」によるものである								
地区	名称	所在地	階層	浸水深(m) [※]	洪水	土砂	地震	チェック
長岡地区	長岡総合会館 (アクシスカつらぎ)	古奈 255	5	6.5	△	○	○	□
	長岡中学校	長岡 1407-5	4	-	○	○	○	□
	長岡南小学校	長岡 1294-1	3	6.5	△	○	○	□
	長岡北小学校	南江間 1200	3	3.1	△	○	○	□
	江間防災センター	南江間 1212-1	2	2.0	△	○	○	□
	長岡中央公民館 (あやめ会館)	長岡 346-1	3	3.2	△	○	○	□
韭山地区	富士美幼稚園	原木 1343	1	4.1	×	○	○	□
	韭山小学校	四日町 350	3	3.2	△	○	○	□
	県立伊豆中央高等学校	寺家 970-1	5	3.3	×	○	○	□
	県立東部特別支援学校	寺家 246-1	2	3.8	△	○	○	□
	韭山南小学校	中 817-1	3	2.2	△	○	○	□
	共和幼稚園	中 773-1	2	2.3	△	○	○	□
	県立韭山高等学校	韭山 韭山 229	4	2.4	△	○	○	□
	韭山中学校	韭山 韭山 393	4	2.8	△	○	○	□
	韭山体育館	韭山 韭山 392-1	2	3.2	△	○	○	□
	韭山生涯学習センター	奈古谷 1251-1	2	-	○	×	○	□
大仁地区	中島防災センター	中島 257-3	2	6.0	×	○	○	□
	大仁中学校	三福 1276-3	3	-	○	○	○	□
	大仁小学校	三福 325	3	-	○	○	○	□
	ひまわり保育園	三福 934-1	1	-	○	○	○	□
	御門防災センター	御門 32-1	2	2.4	△	○	○	□
	大仁北小学校	守木 312	3	2.1	△	○	○	□
	野外活動センター (旧大仁東小学校)	下畑 1926-2	3	-	○	○	○	□
	市民交流センター (旧大仁高校作法室)	大仁 334	1	-	○	×	○	□

広域避難地							
地区	名称	所在地	面積(m ²)	地区	名称	所在地	面積(m ²)
長岡地区	狩野川リバーサイドパーク	天野 444-1	6,100	韭山地区	山木グリーン公園	韭山山木 183	3,600
	江間いちご狩りセンター	北江間 563-7	2,200		反射炉自然公園	中 282-1	3,535
	伊豆の国パノラマパーク駐車場	長岡 260-1	1,134		韭山反射炉ガイダンスセンター駐車場	中 260-1	4,800
	湯らっくす公園	長岡 613-1	2,332	大仁地区	大仁淵端公園	大仁 114	2,384
	古奈湯元公園	古奈 1199-3	2,600		狩野川堤防 (大仁橋下流)	大仁字水門戸	2,315
	江間公園	南江間 828-4	7,500		IZU VILLAGE 駐車場	田京 195-2	7,100
	古奈もみじ公園	古奈 56-1	4,381		広瀬公園	田京 7-5	9,870

地区避難所 ※浸水深は「想定最大規模の降雨」によるものである								
地区	名称	所在地	階層	浸水深(m) [※]	洪水	土砂	地震	チェック
堀之上区	堀之上公民館	堀之上 227-7	2	-	○	×	○	□
古奈区	古奈公民館	古奈 270	2	6.5	×	○	○	□
天野区	天野公民館	天野 7-1	2	6.1	×	○	○	□
長岡区	長岡区民館	長岡 159-9	2	1.9	△	○	○	□
小坂区	小坂公民館	小坂 378	1	6.2	×	×	○	□
富士見区	富士見区公民館	富士見 741-3	2	-	×	○	○	□
長瀬区	長瀬公民館	長瀬 260-1	2	-	○	×	○	□
戸沢区	戸沢公民館	戸沢 43-1	1	-	○	×	○	□
花坂区	花坂公民館	花坂 113-1	1	-	○	×	○	□
南江間三区	南江間公民館	南江間 435-1	1	1.9	×	○	○	□
谷戸区	谷戸コミュニティセンター	南江間 65-4	1	2.8	×	○	○	□
仲之台区	仲之台公民館	南江間 830-2	1	2.2	×	○	○	□
鳥打区	鳥打公民館	南江間 906-1	1	2.1	×	○	○	□
珍野区	珍野公民館	南江間 1602-1	2	-	○	×	○	□
町屋区	町屋公民館	北江間 131-1	2	2.9	×	○	○	□

■避難所・関連施設等一覧 (伊豆の国市 HP より)

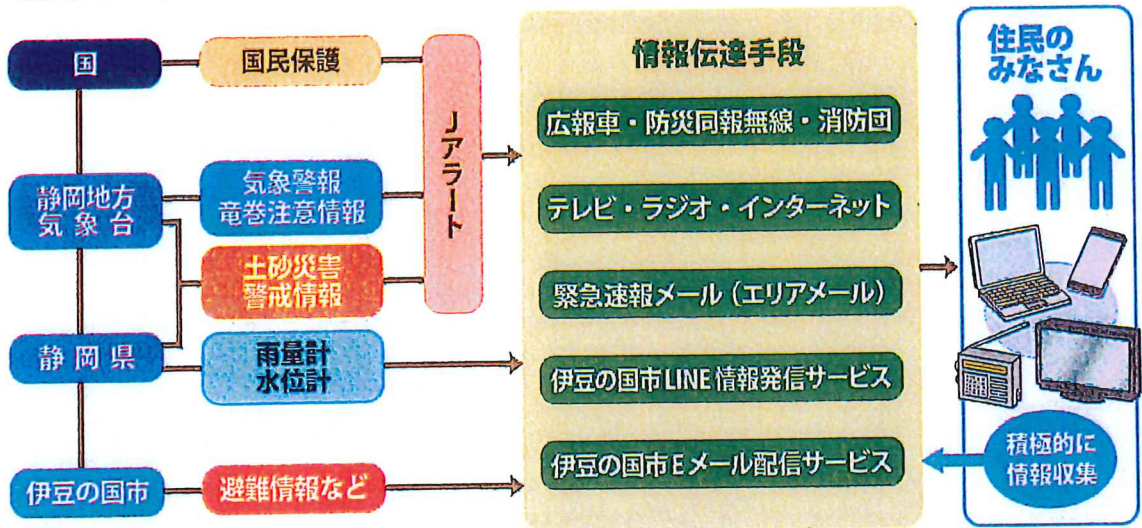
地区避難所								
※浸水深は「想定最大規模の降雨」によるものである								
地区	名称	所在地	階層	浸水深(m)*	洪水	土砂	地盤	チェック
大北区	大北公民館	北江間 477	2	3.3	×	○	○	□
千代田区	千代田公民館	北江間 1724-1	2	-	○	×	○	□
長塚区	長塚公民館	北江間 1805-12	1	-	○	○	○	□
金谷区	金谷研修センター	葦山金谷 268-1	1	-	○	×	○	□
山木区	山木産業会館	葦山山木 605	2	2.8	△	○	○	□
多田区	多田区公民館	葦山多田 572-1	1	3.3	×	○	○	□
長崎区	長崎会館	長崎 202	2	5.8	×	○	○	□
原木区	原木公民館	原木 804-1	2	4.0	×	○	○	□
四日町区	四日町公民館	四日町 652-2	2	4.5	×	○	○	□
寺家区	寺家区公民館	寺家 112	2	3.1	×	○	○	□
中條区	中條区公民館	中條 265	2	6.0	×	○	○	□
南條区	南條区民ホール	南條 1605	3	4.7	△	○	○	□
立花台区	立花台区公民館	中 1015-2-1	1	-	○	○	○	□
中区	中公民館	中 772-3	2	2.2	△	○	○	□
高原区	高原公民館	中 1613-87	1	-	○	○	○	□
内中区	内中公民館	内中 142	1	0.4	○	○	○	□
土手和田区	松並公民館	四日町 184-1	2	3.5	×	○	○	□
みどり区	みどり区自治会館	奈古谷 2216-1	1	-	○	○	○	□
大仁区	大仁公民館	大仁 268-2	3	-	○	○	○	□
吉田区	吉田公民館	吉田 580	2	-	○	○	○	□
神島区	神島集会所	神島 112-1 地先	2	2.8	×	×	○	□
三福区	三福公民館	三福 675	2	-	○	×	○	□
田京区	田京公民館	田京 380-2	2	-	○	○	○	□
白山堂区	白山堂公民館	白山堂 407-1	2	3.0	×	○	○	□
守木区	守木公民館	守木 76-2	2	5.5	△	○	○	□
宗光寺区	宗光寺公民館	宗光寺 72-1	2	2.5	△	×	○	□
立花区	立花公民館	立花三丁目 1	2	-	○	○	○	□
星和区	星和公民館	宗光寺 650-9	1	-	○	○	○	□
田中山区	田中山公民館	田中山 1136	1	-	○	○	○	□
下畑区	下畑公民館	下畑 164	2	-	○	○	○	□
浮橋区	浮橋公民館	浮橋 900-5	1	-	○	○	○	□
田原野区	田原野公民館	田原野 95-1	1	-	○	×	○	□
長者原区	長者原公民館	長者原 1455-381	1	-	○	×	○	□

関連施設							
	名称	所在地	電話番号	区分	名称	所在地	電話番号
救護所	葦山福祉・保健センター	四日町 302-1	055-949-6820		長岡中学校	長岡 1407-1	055-948-0238
	長岡幼稚園	長岡 1212	055-948-6620		葦山中学校	葦山葦山 393	055-949-1061
	田京幼稚園	田京 238-21	0558-76-1430		大仁中学校	三福 1276-3	0558-76-1035
市役所	伊豆長岡庁舎(本庁舎)	長岡 340-1	055-948-2901		長岡南小学校	長岡 1294-1	055-948-0106
	葦山支所(葦山農村環境改善センター内)	四日町 210-3	055-949-6800		長岡北小学校	南江間 1200	055-948-1062
	大仁庁舎	田京 299-6	0558-76-8000		葦山小学校	四日町 350	055-949-1023
	伊豆長岡庁舎別館	長岡 184-2	055-948-2908		葦山南小学校	中 817-1	055-949-1019
	長岡中央公民館(あやめ会館)	長岡 346-1	055-948-1444		大仁小学校	三福 325	0558-76-1074
	葦山福祉・保健センター	四日町 302-1	055-949-6820		大仁北小学校	守木 312	0558-76-3610
	葦山文化センター(葦山時代劇場)	四日町 772	055-949-8600		長岡幼稚園	長岡 1212	055-948-6620
福祉避難所	いちごの里	北江間 45-1	055-947-5947	特養	共和幼稚園	中 773-1	055-949-2700
	長岡寮湯の家	長岡 1157-1	055-948-0722	養護	富士美幼稚園	原木 1343	055-949-4400
	葦山・ぶなの森	葦山山木 391-1	055-940-0027	特養	のぞみ幼稚園	吉田 416-1	0558-76-0438
	めぐもりの里	田京 1259-29	0558-76-6700	特養	田京幼稚園	田京 238-21	0558-76-1430
	きららか	葦山多田 610-1	055-944-6172	児童	長岡保育園	長岡 528	055-948-1887
	プレーグおおひと	白山堂 408-9	0558-76-7300	特養	あゆみ保育園	四日町 42-1	055-949-3277
	消防防災	駿東伊豆消防本部田方中消防署	白山堂 327-1	0558-76-0119		ひまわり保育園	三福 934-1
駿東伊豆消防本部田方北消防署		函南町仁田394-1	055-978-0119		ひまわり保育園大仁分園	大仁 229-1	0558-76-1173
大仁警察署		大仁 680-1	0558-76-0110				

※特養＝特別養護老人ホーム 養護＝養護老人ホーム
児童＝児童発達支援センター

▶ 防災情報の流れ

気象情報や土砂災害情報、避難情報などの防災情報は、テレビ・ラジオ・インターネット・携帯電話・スマートフォン・防災行政無線などを通じて住民のみなさんに伝達されます。自らも積極的に情報収集をして、もしもの場合に備えましょう。



▶ 防災情報の入手方法

スマートフォン、パソコン

国土交通省「防災情報提供センター」

<https://www.mlit.go.jp/saiga/bosaijoho/i-index.html>

<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/> (パソコン)



静岡県「サイポスレーダー」

<http://sipos.shizuoka2.jp/m/i/index.cgi>

<http://sipos.pref.shizuoka.jp/> (パソコン)



気象庁「防災情報」

<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>



気象庁「静岡地方気象台」

<https://www.jma-net.go.jp/shizuoka/>

静岡県総合防災アプリ「もしものために今! 緊急時に命を守る」



各種緊急情報の通知から、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つ機能を備えています。

総合防災アプリのインストールはこちらから <https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/application.html>

伊豆の国市ホームページEメール配信サービス

災害時には伊豆の国市ホームページで避難情報や被害情報、交通情報など災害に関する情報をお知らせします。また、メール配信サービスでは、避難情報や気象警報などの情報を配信しています。ご利用には登録が必要です。登録方法は伊豆の国市ホームページでご確認ください。



同報無線電話確認サービス

市外局番 (055、0558、0557) の地域で、同報無線の放送内容を電話で聞くことができるサービスです。
TEL. **0800-200-1219** (24時間・無料)

伊豆の国市公式LINEアカウント

「LINE」を活用し、同報無線の放送内容や防災・生活情報など情報発信サービスを行っています。



災害用伝言サービス

災害用伝言サービスには、災害用伝言ダイヤル「171」と災害用伝言板「web171」があり、伝言内容をお互いに確認することが可能です。「誰に」「どのように」連絡するか確認をしておきましょう。

また、体験利用提供日(毎月1日・15日・1/1~3・1/15~21・8/30~9/5)を利用して、確認をしておくことも安心につながります。

災害用伝言ダイヤル「171」

電話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始される「声」の伝言板です。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行ってください。

REC 録音	171 にダイヤル	(暗証番号なし) 1 をダイヤル	電話番号 (市外局番から)	伝言を録音
		(暗証番号あり) 3 をダイヤル【4桁入力】*		
PLAY 再生	171 にダイヤル	(暗証番号なし) 2 をダイヤル	電話番号 (市外局番から)	伝言を再生
		(暗証番号あり) 4 をダイヤル【4桁入力】*		

*あらかじめ、4桁の暗証番号を決めておくとう便利です。

災害用伝言板「web171」

インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う「文字」の伝言板です。

インターネットでのお手続きはこちらから
Web171 <https://www.web171.jp>



緊急ダイヤル

警察 110
火事・救急 119
災害用伝言ダイヤル 171

避難生活の心得

自宅で避難生活をする場合

ポイント 比較的、環境の変化が少なく済み自力で生活していくための備えが必要

ライフラインは備蓄品でまかなう

- ・電気、ガス、水道がとまることがあります。
- ・懐中電灯、電池、カセットコンロ、カセットボンベ、飲料水や生活用水を備蓄しておきましょう。



一番困ることはトイレの確保

- ・自宅のトイレが機能しなくなることがあります。
- ・簡易トイレやトイレ処理セットを備蓄しておきましょう。
- ・トイレを流す時は、風呂のため水を利用するとよいでしょう。



日ごろから備蓄品や体調管理を

- ・災害時に備えて日ごろから備蓄をしましょう。
- ・ふだん使うものを多めに購入し、備蓄品としても使用できるようにするとよいでしょう。
- ・手洗い・うがい、体温測定などを行い、体調管理をこころがけましょう。

避難所で生活する場合

ポイント 避難所は避難者による自主運営が基本共同生活で体調を崩さないように注意

避難所は共同生活です

- ・自治組織を作りましょう。
- ・生活ルールを定めましょう。
- ・係を決めて、役割を分担しましょう。
- ・お互いのプライバシーにも配慮しましょう。



衛生面に気を配りましょう

- ・感染症予防のためにしっかりと衛生管理をし、ソーシャルディスタンスを確保しましょう。
- ・こまめな清掃、ゴミの適切な処理を心がけましょう。
- ・トイレをきれいに使いましょう。



健康管理には普段以上の注意を

避難所生活の長期化

ストレス、体力低下

体調不良

新型コロナウイルスなどのような感染症
エコノミークラス症候群